住民基本台帳ネットワークシステムの運用に当たっての課題(メモ)

1 本人確認情報の提供状況の把握

他県では、住民から県あるいは指定情報処理機関において、自らの本人確認情報が、いつ・どこに提供されたか、 また、目的外に提供されていないかを確認したいという要望が出されている例がある。

個人ごとの情報の提供状況を確認できるようなシステムを開発するに当たっては、指定情報処理機関や都道府県が 情報提供用の新たな個人データベースを保有することの是非や、提供の方法・経費等について議論する必要がある。

本人確認情報の通知(送信)の当事者である県としては、少なくとも指定情報処理機関における県別・市町村別の情報提供状況については把握したいと考えている。

2 市町村との連携

システムの運用に当たっての市町村における課題、市町村からの提言を県としてどのようにお聞きし、対応していくかについて検討する必要がある。

平成 15 年 8 月に予定されている二次稼働(住民票の広域交付、転出転入の手続きの簡素化、住民基本台帳カードの活用)に向けての情報提供や広報をどのように行っていくかについて検討する必要がある。

3 本人確認情報の県としての利用

今後、県として情報の保護を図りつつ、住民の利便性向上に資するために、どのような事務に利用していくことが望ましいかについて検討する必要がある。